

第5回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第7号議案「芦屋市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

文化財係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 芦屋神社境内古墳は八十塚古墳群と時代的にはどうなのですか。

文化財係長) 八十塚古墳群と同じ時代でして、古墳時代後期、6世紀の後半から7世紀の前半ということです。

芦屋市内では八十塚古墳群と、この東芦屋町のあたりの古墳と、芦屋川の西側のほうにも城山・三条古墳群と呼ばれる同時代の古墳群がありまして、ちょうど六甲山山ろくの花崗岩と呼ばれる大きな石がとれるところにたくさん古墳がつくられていたようです。

日本史的な時代としましては、聖徳太子とか推古天皇がいた飛鳥時代になります。

小 石 委 員) ありがとうございます。とても良い状態で保存されているということですね。きっと場所がよかったのですね。

文化財係長) はい。恐らく神社の境内であったため保存されたと考えら

れます。

浅井委員) 今現在、一般に皆が見られるような状況なのでしょうか。

文化財係長) 芦屋神社の中で水神社と呼ばれ、水神をまつるほこらとしても利用されており、芦屋神社の境内で見学できるようになっております。

浅井委員) そうなのですね。

木村委員) 芦屋神社にこういうものがあると知らなかったの、あったのかと、今、驚いている次第です。

以前からここにあったということで、今回改めて文化財に指定をすると、今になってそういう話が出てきた経緯を教えてくださいたいと思います。

文化財係長) 説明させていただきます。

芦屋神社境内古墳は、昭和初期からの郷土史の記録でも残っているとおり、その存在は随分昔から知られております。もちろん、昭和31年や昭和46年に発行されました芦屋市史の中でもその記載はあるのですが、長い間、発掘調査や測量、実測調査が行われていない状況が続いておりました。そのため、根拠資料が得られていなかったのですが、平成25年に、京都橋大学に考古学の教室があり、そちらの自主的な学術調査ということで、芦屋神社境内古墳の図面の作成を行いました。それが先ほど見ていただいた測量図や実測図です。

そして、平成26年度に、この報告書として図面が公表されて、ようやく我々もこういう文化財保護審議会で検討していただけるような根拠資料を得ることができましたので、今回、諮問をさせていただこうという運びになりました。

木村委員) わかりました。橘大学に感謝しないといけませんね。

浅井委員) 10ページのように、芦屋神社が文化財指定の申請書を出しておられるのですね。こういう形で行われるものでしょうか。

文化財係長) これまでの指定につきましては芦屋市長から申請を得ているということですが、土地所有者のほうから申請が出されて、それを受けて教育委員会で指定する流れとなっております。

浅井委員) これは神社ですが、例えば普通の民家の中にこのような埋蔵文化財があることも考えられますよね。まだ芦屋市で認知されていないといいますか、そういうこともあり得るのでしょうか。

文化財係長) あり得ますが、おおよそのものは、こちらの事務局で指定文化財の対象になるかどうかの候補は得ております。例えば、発掘調査などで急に大発見が起こるようなことはあり得るかもしれませんが、民家や個人住宅の中にこういうものが残っているという例は、今のところございません。

浅井委員) わかりました。

松本委員) 資料1のところでは、下の藤ヶ谷遺跡と書いてあるところには民家がありますが、遺跡としてあるのですか。

文化財係長) 藤ヶ谷遺跡ですが、こちらはいわゆる埋蔵文化財ということで、現地に行きましても、先程おっしゃったように、住宅街で何もございません。このあたりにつきましては開発と言うのでしょうか、建物が建設される前に文化財保護法に基づいて事前に発掘調査をする対象の地域ということで、藤ヶ谷遺跡として認定をしております。

これまで発掘調査は何度か行われていますが、その際には奈

良時代のお墓や貴族のお墓などが発見されております。

松本委員) そこは今言われた境内の古墳とのつながりはないのですか。

文化財係長) 藤ヶ谷遺跡は、時代としましては芦屋神社境内古墳より少し新しく、時代が違うということになります。

松本委員) わかりました。

教育長) 確認ですが、この写真を見てもわかるように、この古墳がつくられた後、人工的に手が加わっていますね。

文化財係長) はい。

教育長) 一番入り口の部分ですね。そのもの自体が昔の形を現存している部分と、歩くところをコンクリートで固めている状況もありますので、そういう形になったとき、どの部分を芦屋市の指定文化財として指定するのか、それともこういう形でも全体を指定するのかというところはいかがでしょうか。

文化財係長) 最終的には文化財保護審議会で審議されることと思いますが、対象としましては、古墳時代後期につくられた部分が対象になります。ただ、明確に線引きができるかどうかは難しいところもあると思いますので、現実的には一体化して、この範囲を史跡として指定されることになろうかと思います。

教育長) 史跡を指定することのメリットとデメリットは何があるのですか。

文化財係長) 史跡を指定することのメリットとしましては、これまで存在していたにもかかわらず知名度が低く、ご存知ない方も多いかと思いますので、市指定文化財になることで説明板などもつくりますし、より多くの市民の皆様はこの古墳の価値、評価というものを知っていただく機会になろうかと思います。

また、デメリットと言っていいのかわかりませんが、現状変更というものができなくなり、それが古墳や遺跡、史跡の永久保存ということになりますので、地権者さん、芦屋神社さんにとりましては、永久にさわれず、工事等ができない土地ということになります。

教 育 長) ある意味では、それを承知で地権者さんのほうから出されていることを私たちは認識したらいいのですね。

文化財係長) はい。

木 村 委 員) 指定されることによって管理の経費などについて何か補助金が出たりするのでしょうか。

文化財係長) 芦屋市の指定文化財の補助は少しですが予算がありますので、こういう古墳の場合はなかなかないと思いますが、修繕や補修がありましたら、予算の範囲内で要綱に基づき補助金を支出させていただけるかと思います。

木 村 委 員) ただ、余り大きな金額は出ないということですから、芦屋神社さんにとっては指定されたものがあることで、参拝の方がたくさん来られるなど、そういうところにメリットがあるのでしょうか。

文化財係長) はい。

木 村 委 員) そうすると、こういう指定は、一般の私宅から出たような場合はなかなか難しいということですね。

文化財係長) それがデメリットでしょうけれども、さわれなくなってしまいますので難しいですね。

木 村 委 員) わかりました。

小 石 委 員) この説明文は、市として今から整備していくわけですね。

文化財係長) はい、芦屋市で予算をとっておりますので、指定されましたら説明板を設置いたします。

小石委員) これは、大体どのぐらいの程度の人が葬られている場所なのですか。

文化財係長) 石室といいますか、古墳の規模としましては、それほど大きな規模ではありません。あと、群集墳と呼ばれますとおり、古墳がたくさんできているということは、そこに葬られた人もたくさんいるということですので、豪族や貴族のお墓というよりは、芦屋に住んでいた村の有力者や当時の村役人など、そういうクラスの方のお墓になろうかと思えます。

浅井委員) この写真のような状態で保存されていて、今後もずっと一般的に開放を続けていただけるということでしょうか。

文化財係長) この写真は橘大学の調査中に撮影した写真ですが、実は通常はこの石室という石の部屋の入り口に祭壇が設けられておりまして、石の部屋には入れないような状態になっております。これを、例えば整備するというのではなく、芦屋神社様でこのまま現状で保存して公開もしていただくということになります。

浅井委員) 阿保親王塚などは宮内庁の管理で、全く足を踏み入れることができませんし、身近に見ることができて、こういう形は貴重ですね。

ちなみに、1年前に八十塚古墳群を見せていただいて、あれから行ってないのですが、今はどのような形になっていますか。

文化財係長) 見に行かれますときっと驚かれると思いますが、池も完全に埋まってしまっており、宅地造成が進んでおります。今は、

次から次に家が建ち始めているような状態になっていますので、
現地には何も埋蔵文化財は残っていないという状況です。

浅井委員) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第8号議案「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱
又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 1つ確認しておきますが、市民公募委員の方はまだ任期が
あるということですね。それとも新たになったということですか。

スポーツ推進課長) そのまま継続という形です。

教育長) 新たに市民公募をしたのですか。

スポーツ推進課長) 新たにではなく、そもそも任期が平成26年8月1日から
ですので、市民公募の委員につきましてはそのままということ
です。

教育長) 2年あるということですね。

スポーツ推進課長) はい。

教育長) わかりました。あて職として議長、副議長等が変わったの
で、それで新任を選任したということですね。

社会教育部長) 一部訂正がございます。表中の11番、北尾文孝委員でございますが、現在この4月から浜風小学校に転任されておられますので、学校長の小学校名が違っております、失礼いたしました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2の審議に入ります。報告第4号の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。

報告第4号「平成28年度教育費予算概算要求について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退室願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、報告第4号「平成28年度教育費予算概算要求について」を議題とします。

各説明におきましてお願いしておきたいのは、特に本年度の特徴ですね。昨年度と違って、本年度はどういうところに特徴

を置いたのかということ、担当について、それをまずお話しください。そして、その後、その予算概算要求についての説明をお願いいたします。提案説明を求めます。

管理部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教職員課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 管理部を終えまして、質疑はございませんか。

素朴な質問を上げてください。

小石委員) 今の人事の異動のことで言うと、例えば臨時的任用職員をというのは、これからの要求でそうなるのですか。もう既にこれはなくしてという、そういう意味ですか。

管理部長) はい。今のお話で言いますと、去年、臨時的任用職員だった人が27年度に正規職員になっているということです。

小石委員) そうのことですね。

管理部長) そのことを、28年度のお給料で要求するのですが、今現在も臨時的任用職員のお給料しか予算はありません。そのため、それはこの12月で正規職員になった方の分の増額を補正するというやり方になります。

小石委員) わかりました。

また、奥池の分は何年出し続けているのですか。

管理部長) いつからというのは定かではありません。

小石委員) ずっとということですか。

管理部長) 要求段階では上げていると思います。

小石委員) これが通りましたら、南芦屋浜と何か関係するのではと思います。

浅井委員) 南芦屋浜の子どもの通学路の安全については、何か措置は

ありますか。

教 育 長) 浅井委員がおっしゃりたいのは、通学路の安全面に対して、教育委員会として予算立てをしなくてもいいのか、道路課のほうがつけてくれるのかということでしょうか。中学校圏域ごとの安全の点検をして、カラー舗装をするなど、たくさんやってきましたが、そういう部分の予算は教育委員会予算ではなく道路課予算でされるのですか。

学校教育課主幹) 南芦屋浜の通学安全対策会議というものをつくっておりました、P T A会長・副会長や地域の方に入ってください、校長先生、教頭先生も入りまして、私と道路課の課長補佐が事務局になりまして、どういう要望があるかということをお聞きする機会を5月に一度持ちました。

9月にP T Aでアンケートをとられるそうで、例えばアイデアがありませんか、どのようなことが心配ですかなどを全ての保護者に聞かれるそうです。それを受けて、道路課とも協議をして、できることは早急にしましようというスタンスで道路課もやったださっておりますが、実際どういうものを要望されているのかを精査をしなければいけないので、一度、地域の方々のお考えもお伺いして、進めてまいります。

実際、地域の方がおっしゃるのは、あゆみ橋のことです。そこを色分けするとか、それ以上、何かできることがあるのではないかということで、あそこの部分が一番心配だとはおっしゃっています。他の地域は歩道と車道がきちんと街路樹で整備されて安全なので、橋のことだけが一番、今は心配だということはおっしゃっていました。

浅井委員) では予算は別立てで、道路課のほうでされるのですか。

学校教育課主幹) はい。

浅井委員) わかりました。

松本委員) 警備員さんのお話があったのですが、教頭先生が帰ることができないのはお気の毒だと思っていたので、とてもいい案だと思うのですが、実現可能性が高いとか低いとか、そういうのは全くわからないのでしょうか。

管理部長) 今日、財政とヒアリングへ行ってきました。要求は当然、絶対必要だという趣旨でこちらも上げております。この概算要求のヒアリングをして、財政の概算の予算額の査定が8月末から9月ぐらいにあると思いますので、一旦、その査定待ちということです。

松本委員) もう何とも言えないということですよ。

先ほどの奥池の件は、出す以上は、絶対に必要だと言って毎年出しているのですか。

教育長) 平成15年度の行財政改革の中で、いろいろな補助金のカットがありました。1つ1つは、何千万円、何億という額ではないのですが、どこかを見直そうということで、カットしてきました。教育委員会としても、必要だということで補助をしていただけで、要らないものをしていただけではないのです。行財政改革の中で、もうやむを得ないなということで、芦屋市全体がしてきたわけです。

集会所トークの中でも、やはり必要だと思っていますと答えています。行財政改革全体を見直す中で考えるということ。1つだけをとると、それは60万円、70万円の額ですが、ほ

かとの全体の中でご理解くださいということです。ですから市長部局のほうも、副市長答弁の中では、その補助のあり方については、見直すことも必要かなという答弁をしています。

今までしてきたものに対しての要求は継続して出していくということです。

また、一点気がついたのでありますが、一番上に教育委員報酬とありますが、全く同額ではおかしくはありませんか。教育委員長になられた後、木村委員の報酬は減ったかと思いますが。

木村委員) 教育委員長をやめるとそうなりますね。

教育長) この額、8,424千円になるのはおかしいのではないですか。

教職員課主幹) 27年度はもう新体制でございますので、この4月からは委員さん4名分ということになります。委員長は26年度までですから、26年度と比較しますと減額という形になります。

浅井委員) 昨年度の数字とは違うということですか。

教職員課主幹) はい。昨年度は約870万円でした。

教育長) 先ほど岸田部長が、人事の予算に関しては、26年度の額でしていますよという話がありましたので、この部分に関しては、もう既に反映した形を入れているということですね。

管理部長) 13ページの人件費のほうは、今のお話のとおり、1年おくれになります。こちらは委員報酬ということで、給与ではなく、報酬という費目になります。

教育長) そういうふうに反映されている部分とアバウトで丸ごとほりこんでいる部分がありますよということですね。了解しました。

管理課係長) 本日、管理課のほうで、財政課、政策推進課のヒアリングを受けてまいりました。その中で、奥池は必要ですと申し上げたところですが、毎年上げるだけではなく、例えば情勢が変わって、もっと子育てしやすい町にしたいとか、そういった理由といたしますか、何か強いものがないとなかなか難しいということは言われました。

管理部長) それは逆に、それをつければ何とかなるという話を暗にほめかされたのではないですか。

管理課係長) いいえ、そこまではありませんでした。毎年上げるだけでしたら厳しいというニュアンスの話でした。

また、幼稚園のエレベーター2園ということで、6,000万円を上げさせていただいているのですが、この点についてもそのヒアリングの場で言われましたことは、今後、園全体の適正配置でありますとか、要は二重投資と言いますか、先行投資にならないような形で、来年度、本当に要るのかという指摘を今日、ヒアリングで受けたところでございます。

教育長) 今回、予算要求をするに当たって、私からは、子どもたち、市民にとっていいことだと思えば、どんどん概算要求を上げてくださいと、遠慮する必要はないですよという指示を出しています。そういう意味で、教頭先生の学校管理の件も、つくつかないかは別として、警備員増強ということですが、特にこれは西宮市も計上しています。西宮市は実際にやっています。

小石委員) 時代的に、今話題になっているものからすると、かなり説得力があることでしょう。今、教員の負担過多で、とりわけ教頭先生の時間的拘束の長さということが言われています。これ

はすごくいいことですので、ぜひ、頑張って取っていただきたい
と思います。

教 育 長) 管理部について、もし言いそびれたことがあれば、もう一
度最後に回させていただくということで、よろしいでしょうか。
では次に、学校教育部の説明のほうをお願いします。

学校教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

打出教育文化センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) では、質疑はございませんか。

松 本 委 員) 中学生の海外派遣事業がかつてはあったということですが、
行かれた方は視野広く、活躍されているのでしょうか。もう大
人になられていますよね。

学校教育課主幹) そうですね、それぞれの立場で活躍をされたり、今、国際
関係の仕事について頑張っておられる方もいらっしゃいます。

前回は、必ず帰ってきた子どもたちは報告会をして、
それを全市民に広める役割や、次の年にモンテベロに派遣され
る人たちへの研修など、そういったこともされています。

松 本 委 員) そうですか。ありがとうございます。

小 石 委 員) タブレット端末導入は、今年度から来年度にどういうふう
に変わるのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 今年度、120台をまた入れますので、配置は、あとは小
学校の3校と中学校3校のみでございます。小学校の3校につ
いては来年度に配備をいたす予定にしております。

いわゆるWi-Fi化がなければ、もうその教室だけしか使えないわけですね。ですから、今、精道小学校で実践をいろいろ研究していただいておりますが、例えば生活科の授業で言いますと、校内を散策して春を見つけていらっしゃいますと、子どもたちは出かけて、カメラに写真をおさめてまいります。しかし、Wi-Fiがなければ先生の親機には写りません。もし全校にWi-Fiが設置されますと、その場で写真が親機に入ってきているわけです。帰ってきたらすぐに交流ができるということもあります。

また、親機から時間だから帰っていらっしゃいというメッセージを送ると、子どもたちは自分たちのグループのタブレットにそれが出ますので、帰ってくることもでき、そういった使い方ができるわけですね。

国の設置基準も無線化100%でございますので、校内で常時使える環境を目指したいということでございます。

木村委員) 現状は、教室の中では無線状態が使えるのですか。

打出教育文化センター所長) ルーターが各学校に1台ありますので、使えます。

木村委員) タブレットは基本的に無線で通信をしますよね。教室の中では通信できますが、教室から少し出るとそれが使えないという話ですね。電波が非常に弱い形で各教室に無線端末が1つずつあり、それが全校でできるように、電波を強力にするということですか。

打出教育文化センター所長) 各教室にそれを配置したいのです。

木村委員) 今、各教室でも端末同士の無線のやりとりはできるわけですね。

打出教育文化センター所長) はい、できます。

木村委員) そういう意味では無線化はされているのですね。

打出教育文化センター所長) それはルーターがあるためです。しかしそのルーターについている親機を教室ごとに設定しなければ、その教室では使えないのです。

松本委員) 学校に1つだけで、各教室にあるわけではないということですね。

打出教育文化センター所長) はい。それを持ち運んで、また違う教室に行ったら設定を変えてという作業だけで、5分～10分かかります。

教育長) 1つの部屋に生徒用のタブレットと先生の親機がありますね。ルーターを通して接続しているわけですね。

打出教育文化センター所長) はい。

教育長) そのルーターが各教室に常備されているのではなくて、学校に1つだけということですね。

打出教育文化センター所長) そうです。

教育長) そのルーターを接続する端末は教室に来ているのですね。

打出教育文化センター所長) はい、ターンテーブルで来ております。

教育長) 多分、100ベースか何かで来ているのですね。

気になったのは、そもそも学校自体が太い容量になっていないと、みんながどかっと使ったら、もう。

打出教育文化センター所長) それは今も検証しているのですが、西宮では一度とまった経験もあります。

教育長) 芦屋は100ベースでやっているわけですか。

打出教育文化センター所長) はい。

教育長) 100ベースの接続で、ルーターを経由して各40台がつ

ながら、親機がつながるといふふうになっているのですね。

打出教育文化センター所長)　　そうです。

教　育　長　)　　各部屋にルーターを置きたいことから、その費用を用意したということですね。

打出教育文化センター所長)　　はい。

教　育　長　)　　また、小石委員が質問された内容としては、子どもたちが使うタブレットの配置状況です。今、精道小学校は41台あって、あとは10台ずつで、平成27年度の整備状況と、その次の28年度に予算化する整備状況はどう変わっていき、中学校に対してはどのような整備状況にしていくのかです。中学校は全く設備が他市に比べては遅いのですね。

打出教育文化センター所長)　　そうです。

教　育　長　)　　なぜ中学校は、急がないのか、そのあたりについて説明をお願いします。

打出教育文化センター所長)　　中学校については平成31年まで予定されておられません。現在11台あります。ですから、当初この28年度に、もう中学校もいっぺんに入れてしまいたいと考えたのですが、余りにも額が膨らみました。

　　実際問題としまして、もう中学校からは、小学校であれだけタブレットを使ってきて、中学校へ来て何も無いのはあんまりじゃないかという声も聞いております。ですから、何とか早く整備したいのですが、当初計画としては平成31年度導入でございますので、今のところ、計画どおりそれを待つしかないかなと思っております。

　　そのかわりと言ってはなんですが、この要求にも入っております。

ますが、各教室に電子黒板つきの大型プロジェクターを配置したいと考えております。

教 育 長) 各学校のタブレットの40台の配置状況は、来年度で終わるのですか。

打出教育文化センター所長) はい。今年度、宮川・山手・岩園・朝日ヶ丘の4校が30台ずつ入れますので41台そろいます。そして来年度、潮見・打出浜・浜風に30台を入れるということでございます。

浅 井 委 員) どの学校も同じ数ずつになるということですか。

打出教育文化センター所長) はい。小学校は全校、来年度にそろいます。中学校は11台ということですよ。

浅 井 委 員) 例えば体育の授業で、跳び箱の飛び方がちょっとおかしいよ、こういうことを直したらいいよと撮った場合に、すぐそこで見られないわけですか。

打出教育文化センター所長) いいえ、見られます。

浅 井 委 員) 運動場では見ることはできるのですか。

打出教育文化センター所長) 運動場でも見ることはできます。ですから、体育館にもWi-Fiのルーターを置きたいのです。

浅 井 委 員) 今は見ることはできないのですか。

打出教育文化センター所長) 見ることはできません。しかし、ビデオを撮ったものを自分たちで見ることができます。先日も、精道小学校では水泳の授業で自分たちのフォームを撮りまして、それをみんなで話し合うという授業も行っております。

浅 井 委 員) それはそれで有効に使われているわけですが、次に別のクラスが使うときには、またその設定の変更をしなければならないのですね。

打出教育文化センター所長) ビデオそのものは無線の設定は関係ございません。ただ普通のビデオと同じように、撮ったものをその場で再生して見るができるということです。

浅井委員) 4,000万円ぐらいアップするわけですが、もう少しわかりやすく説明していただくと、飛躍的に成果が向上するというのはどういう場面なのでしょう。

打出教育文化センター所長) まず最初に言えることは、使用する頻度が非常に上がると思います。今は親機を設定し直さなければいけませんので、非常に手間がかかるということがございます。ですから、Wi-Fi化されますと、親機はそこに設置してありますので、タブレットを持ってくるだけで、すぐ使用できるという利点があります。

浅井委員) では、タブレットは入れていますが、もっとより効果的に使うために必要であるということですか。

打出教育文化センター所長) 今現在、精道小学校でははっきり申し上げて41台の取り合いになっております。それはなぜかという、既にWi-Fi化されているからです。

浅井委員) そうですね。

木村委員) 要は、増額の要求をされることは全く構わないのですが、やはり通さなければいけません。通す段階で、財政のほうを理解しないとなかなか通しにくいところがありますから、そこをわかりやすく説明ができるようにしておいていただきたいと思えます。

打出教育文化センター所長) 承知しております。先日、OA推進委員会がありまして、その場でも財政からもわかりやすくのご意見をいただきました。

ので、次回はそのようにいたします。

教 育 長) いいというのはわかりますが、何がよくてどのようになる
のでしょうか。子ども達がどういう恩恵を受け、授業の中身は
どう変わるのかということを具体的に示していただいたほうが
いいと思います。教育委員会として、いいと思って予算をつけ
るのでしたら、ほかのものも一緒ですが、確実に予算化まで頑
張ってほしいです。

小 石 委 員) 要は、既に入っているところでどのような成果が上がった
かということでしょう。ですから、そこでどんなふうに、こん
なふうによかったということをきちんと伝えてもらうことでは
ないでしょうか。

打出教育文化センター所長) 今の精道小学校の授業の実践をためておりますので、映像
をもとに説明したいと思っております。

教 育 長) 学校教育部の予算が増えたのは給食の影響ですね。

学校教育部長) そうですね。

教 育 長) 遠慮せずにスクラムを組んで他の予算も取ってほしいと思
います。見かけで4億円も増えているからといって、関係はな
いのですから。そこだけは十分に留意していただきたいと思
います。

それでは、進めさせていただきます。社会教育部、お願いし
ます。

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

青少年育成課長・青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

図書館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) では、質疑をお願いいたします。

浅井委員) 7ページのルナ・ホールの長期保全計画ですが、下のほうには「大ホール客席」、「大ホール舞台照明」となっていますが、あとの「ホール」というのは全体というか、小ホールも含めてなのでしょうか。

社会教育部長) 「大」とはついていないのですが、例えば舞台機構というのはつり物で、結局は幕をつついたりとか、そういうものでございますので、これもほとんどは大ホールです。熱源などというのは当然ホールの全体を指すわけですが、ほとんどは大ホールと考えていただけたらいいと思います。

浅井委員) 調光盤は1億7,000万円で、随分かかるのだなと思っているのですが、小ホールもちょうどいいぐらいの大きさのホールとして生かして使っていきたいと常々思っていますので、少し点検していただいてもいいでしょうか。不備のもの、使えないものが随分あると聞いていますので、その辺りをもう一度見直していただけたらなと思いました。

松本委員) 図書館本館の大規模改修工事設計ということですが、平成29年度の大規模改修工事というのは、どういう工事なのでしょうか。

図書館長) 大規模改修工事の内容は、主に外壁から内装工事までと多岐にわたるのですが、今の段階では基本的に長期保全を図るための工事が先になりますので、そちらのほうから主に計画を立てていくことになります。ただ、建物自体がもう30年を経過しておりますので、例えばバリアフリーであるとか、そのよう

な観点からも少し内装を検討していかないといけないとは考えております。

松本委員) ありがとうございます。

教育長) 今、図書が出ました。打出分室の運営経費は委託でやろうということです。それはいいことなので、打文のセンターとも連絡をとりあって、開館時間の延長も一緒になって検討してほしいと思います。今はどうなっていますか。

図書館長) 今は10時から5時までの開館時間となっております。

教育長) なるべく市民の皆さんに利用しやすく。それから大原分室のあり方についてもですね。

浅井委員) また、7ページの一番下で、社会教育関係団体一般出前講座実施準備となっているのですが、説明していただけますか。

生涯学習課長) これは特に予算を計上しているわけではないのですが、次回ぐらいに一斉更新のお諮りをさせていただきます。今、社会教育登録団体が数として300以上ありますので、その団体さんには、もともと社会教育関係団体の登録要件にもありますが、自分たちだけの活動ではなく、広く市民を中心として地域の方々に還元ができるようにという活動を求めています。そういう中で、どういうことをやったらいいかわからないという方もいらっしゃるので、逆にこちらからしていただく仕掛けとして、今、市職員が市民のグループの要請によって自分たちがやっている事務事業等の説明をさせていただくような出前講座を実施しています。その社会教育登録団体版として、講師、説明自体を社会教育登録団体の方がされるということで、まず、登録団体の方に趣旨を説明させていただいて、そういうことなの

であなたたちの団体なりグループはどういうことができますかということ、ふだん活動されていることを中心にアンケートなどでお尋ねします。こういうことでしたらできますよということを集計させていただき、それをメニューのような形につくって、市職員がしているのと同じように、こういうことができますよということをホームページや広報誌を活用して市民の方々にお知らせし、申し込んでいただいて、実際行ってさせていただくという仕組みをしていきたいと考えております。

浅井委員) それを29年度に始める準備で、準備段階ということですね。

生涯学習課長) そうですね。28年度中にいろいろなことを準備して、実際は29年度からできればということで計画しております。

浅井委員) はい、わかりました。

小石委員) 6ページのあしやキッズスクエアの話ですが、これは単純に3校から6校になるというので2倍ということかと思うのですが、ここで使われるお金は、ほとんどが人件費ですか。

青少年育成課長・青少年愛護センター所長) はい。スタッフの謝礼やプログラム開催の謝礼がほとんどということでございます。

小石委員) そこで何か物をつくったりする材料などは自分が持つてくるのですか。もしもそういうことがあるとして。

青少年育成課長・青少年愛護センター所長) まだそういうプログラムは実施しておりませんが、実施の際には、ボールですとか、遊び、ゲームなどはこの予算中から出してありますが、ほとんどはスタッフの人件費でございます。

社会教育部長) お金の集め方が難しく、現金を出してもらうのも難しいの

で、その辺りは懸念をしているところです。

小石委員) そうですね。それからクラブのほうは、先程2学級にして増築ということがあったのですが、人の配置はどうですか。

青少年育成課長・青少年愛護センター所長) 人の配置もそれにあわせて増えます。増築する学級につきましては、今、臨時的に使っているところから新しく建てたところに移るだけですので、ひまわり学級については人の増員はございませんが、ほかの学級では2学級増えるような状況で行うということです。1学級当たり、嘱託職員2人は最低必要となりますので、その分、人件費がかさむということでございます。

教育長) これは学校との話をきちんと詰めてくださいね。

青少年育成課長・青少年愛護センター所長) はい。

小石委員) ぜひ、委員会としてこれはということで毎年やっているけれども、だめでしたというのではなくて、ぜひ説得力をもって、頑張って獲得してきていただきたいと思います。全部頑張ってほしいわけですが、ぜひ説得力で獲得してきていただきたい。

浅井委員) よろしくお願ひします。

教育長) はい。心強い支援をいただきました。丁寧に、ある意味では作戦を練って対応していきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言